

## 可児市公共施設あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 可児市公共施設等マネジメントを推進するにあたり公共施設の施設中分類ごとの方向性についての意見を求めることを目的として、可児市公共施設あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において施設中分類とは、別表に掲げる施設一覧の中分類をいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、結果を市長に提言する。

- (1) 可児市公共施設等マネジメント基本方針を踏まえた施設中分類ごとの施設の将来的な方向性に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等のあり方に関する事

### (組織)

第4条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 公共施設マネジメントに関する有識者
- (2) 各種団体の代表者

### (任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成28年9月30日までとする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の

決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部公有財産経営室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

施設一覧

大分類	中分類	小分類
教育施設	義務教育施設(16)	小学校(今渡南、土田、帷子、春里、旭、東明、広見、南帷子、桜ヶ丘、今渡北、兼山) 中学校(蘇南、中部、西可児、東可児、広陵)
	その他の教育施設	図書館(本館、帷子分館、桜ヶ丘分館)、可児郷土歴史館、陶芸苑、三階倉、兼山歴史民俗資料館、荒川豊蔵資料館、学校給食センターばら教室 KANI、学校職員住宅(今渡、兼山)
生涯学習施設	公民館等(17)	公民館・連絡所(今渡、川合、下恵土、土田、帷子、春里、春里分館・倉庫、姫治、平牧、桜ヶ丘、久々利、広見東、中恵土、広見、兼山) 兼山生き生きプラザ
	文化芸術施設(1)	文化創造センター(ala)
	スポーツ施設(14)	B&G(体育館、プール)、ウエトリテイング場、スタジアム、馬事公苑、グラウンド(運動公園、広見、姫治、塩河公園、坊主山)、弓道場(第1、第2)、テニスコート(運動公園、鳴子近隣公園)
庁舎等	本支庁舎(4)	市庁舎、総合会館、総合会館分室、水道庁舎
	消防施設(21)	消防団車庫(広見、広見東、中恵土、姫治、今渡、下恵土、川合、土田、春里、塩河、西帷子、東帷子、久々利、平牧、大森、兼山) 倉庫(広見、中恵土、下恵土、土田、塩河・清水ヶ丘)
	その他の庁舎施設(4)	エコドーム、多文化共生センター(フレビア)、水防センター、(仮称)駅前拠点施設
福祉施設	保育子育て施設(20)	保育園(久々利、めぐみ、土田、兼山)、幼稚園(瀬田)、児童センター(広見、帷子、桜ヶ丘、兼山) こども発達支援センターくれよん、キッズクラブ(今渡北、今渡南、土田、帷子、南帷子、春里、旭、桜ヶ丘、東明、広見)
	高齢者用施設(6)	老人福祉センター(可児川苑、福寿苑、やすらぎ館)、デイサービスセンター(可児川苑、福寿苑、やすらぎ館)
	その他の福祉施設(4)	福祉センター、勤労者総合福祉センター(Lポート可児) ふれあいの里可児、国民健康保険診療所
公営住宅	市営住宅(11)	東野、桃塚、広見ヶ丘、清水、下切、広眺ヶ丘、瀬田、新兼山口、霞、城山、柳栄

施設名は略称